

消費税率の改正等に伴い

利用料金、使用料、手数料等が変わります

平成 26 年 4 月 1 日から、消費税および地方消費税の税率が 5 % から 8 % に改定されます。これに伴い町の施設の利用料金や使用料、手数料なども消費税増税分の転嫁等により変更となります。

料金に変更となる施設及び主な料金項目は次のとおりです。(記載料金は全て「税込金額」です)

詳しくは各施設にお問い合わせください。

施設名	料金が改正される主な項目		旧料金 (平成 26 年 3 月まで)	改定料金 (平成 26 年 4 月から)	単位
南越前町 ケーブルテレビ (☎ 47-8006)	加入金		100,000 円	108,000 円	1 件
	放送種別 1	音声告知放送	1,050 円	1,080 円	月額
	放送種別 2	音声告知放送 + 民放放送	2,100 円	2,160 円	月額
	インターネットサービス	3Mbps	2,625 円	2,700 円	月額
	インターネットサービス	15Mbps	3,990 円	4,104 円	月額

※その他、4 月からはケーブルテレビ施設に関する全ての料金に消費税増税分が転嫁されます。

施設名	料金が改正される主な項目		旧料金 (平成 26 年 3 月まで)	改定料金 (平成 26 年 4 月から)	単位
今庄診療所 (☎ 45-0030)	個室使用料	一人室使用料	1,000 円	1,080 円	日額
		二人室使用料	400 円	432 円	日額
	健康診断書		2,000 円	2,160 円	1 通
	入院証明書・通院証明書		3,000 円	3,240 円	1 通

※その他、4 月からは各種診断証明書や予防接種などに関して発生する料金に消費税増税分が転嫁されます。

施設名	料金が改正される主な項目		旧料金 (平成 26 年 3 月まで)	改定料金 (平成 26 年 4 月から)	単位
河野診療所 (☎ 48-2610)	健康診断書		2,000 円	2,160 円	1 通
	入院証明書・通院証明書		3,000 円	3,240 円	1 通

※その他、4 月からは各種診断証明書や予防接種などに関して発生する料金に消費税増税分が転嫁されます。

施設名	料金が改正される主な項目		旧料金 (平成 26 年 3 月まで)	改定料金 (平成 26 年 4 月から)	単位
今庄老人保健施設 (☎ 45-1724)	電気使用料		100 円	108 円	日額
	洗濯代		600 円	648 円	1 回

※その他、4 月からは施設の利用に関して発生する一部の料金に消費税増税分が転嫁されます。

次の指定管理者管理の施設も消費税増税分の転嫁により利用料金等が変わります。

詳しくは各施設にお問い合わせください。

施設名	電話番号	料金が改正される主な項目
花はず温泉そまやま	☎ 47-3368	宿泊料、個室使用料
リトリートたくら	☎ 45-1310	各体験料、コテージ、屋外バーベキュー
ふるさと交流センターきらめき	☎ 45-2262	宿泊料、研修室等使用料
スポーツパーク 476	☎ 45-1310	グラウンド、ゲートボール場使用料
今庄サイクリングターミナル	☎ 45-0073	宿泊料、各部屋使用料
今庄そば道場	☎ 45-1385	そば打ち体験料、各部屋使用料
今庄 365 温泉やすらぎ	☎ 45-1113	各部屋使用料
ロッジ 365	☎ 45-1113	宿泊料
ダイビングパーク	☎ 48-3300	ダイビング、レンタル料
各漁港	—	占用料

※花はず温泉そまやま、今庄 365 温泉やすらぎ、ふるさと交流センターきらめき、今庄サイクリングターミナル、河野シーサイド温泉ゆうばえの入館料(入湯料)は変わりません。

上下水道料金が変わります！

■問合せ
建設整備課 ☎ 47-8003

町では、将来にわたって安全、安心で安定した上・下水道の運営を図るため、平成23年6月において料金の改定を行い、水道料金については、受益者負担の公平の観点から地域間格差を解消するため、今庄地区と河野地区の超過料金を改定し、平成26年4月に南条地区の料金に統一することとしました。

今回、水道料金の統一と消費税の改正(5%→8%)と合わせて平成26年4月から料金を改定します。今後とも、町のライフラインを適正に維持管理していくため、経営の効率化とコスト縮減など、より一層の経営努力に取り組んでまいります。

利用者の皆様には、ご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

旧料金 (平成26年3月まで)

◎量水器口径一律の金額 (2ヶ月当たり・税込)

水道料金

地区	基本料金	超過料金 (1㎡当たり)	
	20㎡まで	21~100㎡	101㎡~
南条地区	2,310円	157.5円	178.5円
今庄地区 河野地区	2,310円	136.5円	157.5円

※臨時の場合は、記載料金の2倍

(2ヶ月当たり・税込)

下水道料金

区分	基本料金	人数割金額 (1人当たり)	水量割金額 (1㎡当たり)
一般住宅	2,730円	1,260円	—
事務所等	(20㎡まで) 2,730円	—	(21㎡以上) 163.8円

◎水道加入金

平成26年4月から
加入金

メーター口径	加入金額
13ミリメートル	108,000円
20ミリメートル	216,000円
25ミリメートル	270,000円
30ミリメートル	324,000円

改定料金 (平成26年4月から)

◎量水器口径一律の金額 (2ヶ月当たり・税込)

地区	基本料金	超過料金 (1㎡当たり)	
	20㎡まで	21~100㎡	101㎡~
南越前町全域	2,376円	162.0円	183.6円

※臨時の場合は、記載料金の2倍

※南条地区は、消費税増税分のアップ

※今庄・河野地区は、超過料金(21円/㎡税込)の改定と消費税増税分のアップ

(2ヶ月当たり・税込)

区分	基本料金	人数割金額 (1人当たり)	水量割金額 (1㎡当たり)
一般住宅	2,808円	1,296円	—
事務所等	(20㎡まで) 2,808円	—	(21㎡以上) 168.48円

下水道加入金は、一律 388,800円(税込)

町営バスの利用料金の改定と名称変更について

■問合せ
企画財政課 ☎ 47-8013

住民・交通事業者・関係機関の代表者で構成される『南越前町地域公共交通会議』での協議に基づき、受益者負担の原則や将来にわたり持続可能な交通手段とするため、平成26年4月から町営バスの利用料金と名称を改定します。皆様のご理解とご協力をお願い致します。

なお、『今庄～南条地域間連絡バス』と、『河野～南条地域間連絡バス』は、無料での試験運行を継続します。試験運行の終了時期は決まり次第改めてお知らせします。

バスの名称 ()は旧名称	旧料金 (平成26年3月まで)	改定料金 (平成26年4月から)
南条住民利用バス (南条福祉バス)	無料	→
今庄住民利用バス	100円/1乗車 (就学前幼児無料)	→ 100円/1乗車 (小学生以下無料)
河野住民利用バス (河野地区巡回バス)	無料	→

回数券も4月1日からお求めいただけます。
料金 1セット(回数券11枚)
1,000円
販売場所 南越前町役場会計室、
南条保健福祉センター、
今庄総合事務所、今庄診療所、
JR今庄駅、河野総合事務所、
河野診療所